

高事第1783号
令和7年8月13日

大阪府内介護サービス事業所 施設長・管理者様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

介護職員等処遇改善加算の取得促進のための支援業務について

日頃より、大阪府の高齢者福祉行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。
大阪府では、大阪市及び堺市と共同して、下記のとおり介護職員等処遇改善加算等取得促進支援事業を実施します。介護職員の処遇改善のため、ぜひご活用ください。

記

1. 業務委託先：公益財団法人 介護労働安定センター 大阪支部

2. 支援内容

(1) 処遇改善加算の新規取得やより上位の加算区分への移行に向けた働きかけ

- ・業務委託先団体より事業所に対して架電を行い、加算未取得や加算区分Ⅲ・Ⅳの算定をしている理由等を聴取し、加算の取得や現行より上位区分へ移行するうえで障壁となる課題を把握する。
- ・把握した課題に対する解決策等を整理し、加算取得や上位区分へ移行するために必要な助言、指導を行い、処遇改善加算の新規取得又はより上位の加算区分への移行を促す。
- ・各種書類の作成等、直接的な支援が必要と考えられる対象事業所には、(2)の訪問を提案する

(2) 事業所訪問による重点的な支援

- ・(1)により訪問を提案した結果、または、対象事業所自ら訪問希望があった場合、専門家が訪問し、処遇改善加算の新規取得やより上位の加算区分に移行するため等に必要な各種書類の作成等、個々の事例に応じて個別具体的な助言、指導を行う。

(3) コールセンター設置による処遇改善加算に係る事業所等からの問い合わせ対応

※上記(1)～(3)いずれの支援も無料です。

3. 対象：大阪府内の処遇改善加算の取得対象である介護サービス事業所・施設

※「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方 並びに事務処理手順及び様式例

の提示について（令和 7 年度分） 令和 7 年 2 月 7 日付老発0207第 5 号」の別紙
1 表 1－1 のうち、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを除く。

4. お問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせは下記コールセンターまでお願いいたします。

コールセンター(公益財団法人介護労働安定センター大阪支部)

- ・電話番号：06-4791-4165（※ 8 月下旬より新番号に変更予定）
- ・開設期間：令和 7 年 8 月 1 8 日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで（土・日・祝日を除く）
- ・受付時間：8 時 30 分から 17 時 00 分

5. その他

事業の詳細は、別添チラシ及び下記大阪府ホームページよりご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090100/kyotaku/syutokusokusin.html>

大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課

TEL: 06-6944-7095

E-mail: kyotakujigyo@sbox.pref.osaka.lg.jp